

売却区分番号	広島局166-3		
見積価額	6,040,000円	公売保証金	650,000円
財産の表示	<p>1 所在 山口県下関市豊浦町大字川棚字上の浜 地番 6454番1 地目 宅地 地積 886.78平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p> <p>2 種類 山口県下関市豊浦町大字川棚字上の浜6454番1に所在する太陽光発電設備一式</p> <p>(太陽光パネル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式番号及び数量 ZXM5-96-265/MS 152枚 <li style="padding-left: 150px;">ZXM5-96-270/MS 64枚 ・メーカー ZNSHINE SOLAR <p>(パワーコンディショナー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品名 E n e w e l l S O L P 2 ・メーカー 株式会社安川電機 ・数量 4台 ・最大出力 10kw <p>【再生可能エネルギー認定関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備ID A675●●●●●●●● ・認定申請の認定日 2014年1月28日 ・発電設備区分 太陽光発電設備(10キロワット以上) ・代表地点 山口県下関市豊浦町川棚上の浜6454-1 ・発電設備の出力 40kw <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続契約締結先 中国電力ネットワーク株式会社 ・受給地点 山口県下関市豊浦町川棚6454-1 ・適用単価 1kwh当たり32円+税 ・発電設備受給開始日 2015年4月6日 ・調達期間満了日 2035年4月 		
公法上の規制	都市計画区域(非線引き) 第一種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200%		
接道状況	北側は現況雑種地で幅員不明の里道に約32メートル、西側は幅員2.5メートルで簡易舗装の里道に約7.5メートル、南側は幅員約1.8メートルの里道に約30メートル接面しています。 西側の接面里道は、建築基準法第42条第2項の道路に指定されています。		

売却区分番号	広島局166-3		
見積価額	6,040,000円	公売保証金	650,000円
地盤・地勢	公売財産1の北西側にある交差路に面した角地部分が幅約10メートルの進入路となっており、奥行きは約40メートルの不整形地です。		
使用状況等	公売財産(1)は、公売財産(2)の敷地として利用されています。 公売財産(1)の北西端の道路沿いに平家建の簡易倉庫（未登記建物、約17平方メートル）が存在します。また、南端の隣地に隣接する部分（約22.5平方メートル）は、隣接地の所有者が占有使用していますが、公売財産(1)の所有者との間で占有にかかる契約等はありません。		
特記事項	公売財産1及び2は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		
住居表示等	山口県下関市豊浦町川棚上の浜6454-1		
最寄駅等	JR（西日本）山陰本線「川棚温泉」駅から北方へ道路距離で約1.5キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿等をご確認ください。</p> <p>不動産の名称、数量等は登記簿による表示です。</p> <p>土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。</p> <p>掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。</p> <p>公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。</p> <p>不動産について、執行機関（国）は公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡しについて所有者等と協議する必要があり、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任において行ってください。</p> <p>土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。</p> <p>買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。</p> <p>買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。</p> <p>買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。</p> <p>権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。</p> <p>個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。</p> <p>公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。</p> <p>【権利移転について】</p> <p>土地の登記手続は国税徴収法第121条の規定により、買受人からの請求に基づき広島国税局が行いますが、売電を行う場合、個別に電力会社と買受人との間で売電に関する契約を行う必要があります。</p> <p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法による再生可能エネルギーの固定買取制度（FIT制度）による売電を行う場合は、経済産業省の事業認定に</p>		

売却区分番号	広島局166-3		
見積価額	6,040,000円	公売保証金	650,000円
	<p>ついて、事業者変更等の届出が必要となります。</p> <p>電力会社との契約及び経済産業省への届け出については、買受人自身で行う必要があります。また、その他法令等に基づく申請や届出が必要となります。必要な手続きについては、事前に関係部所にお問い合わせください。</p> <p>この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」を参照してください。</p>		
陳述書の提出	<p>不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること ・自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること <p>なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。</p> <p>また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを併せて提出する必要があります。</p>		

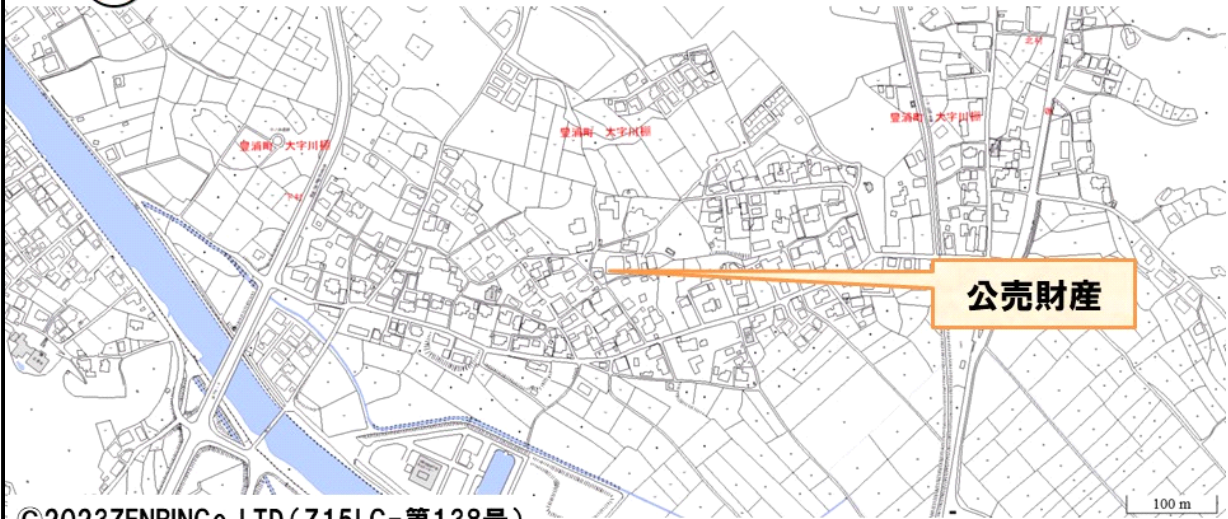
売却区分番号

広島局166-3

【所在図】



広島国税局公売財産



©2023ZENRINCo.,LTD.(Z15LC-第138号)

【所在図】



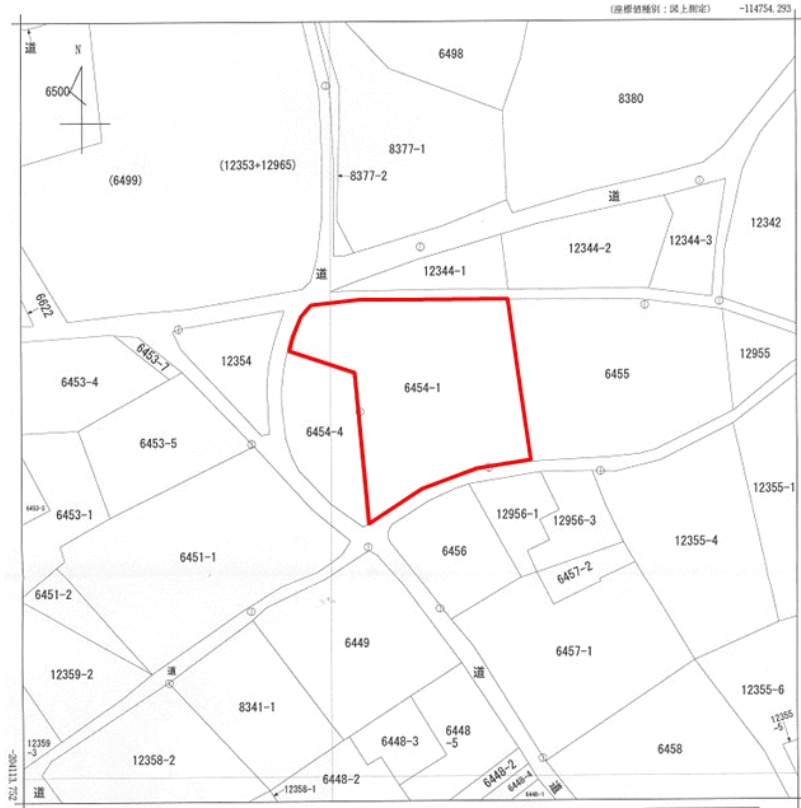
広島国税局公売財産



©2023ZENRINCo.,LTD.(Z15LC-第138号)

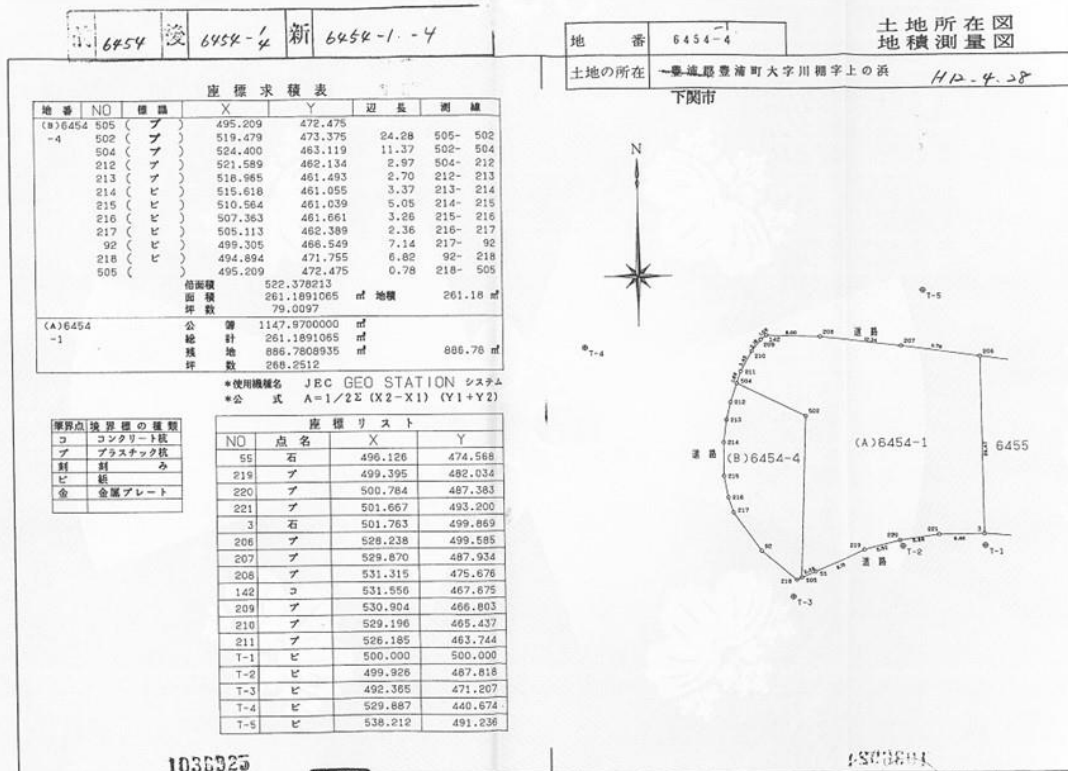
広島国税局公売財産

【公図】



広島国税局公売財産

【地積測量図】



売却区分番号

広島局166-3

令和6年8月撮影

広島国税局公売財産



- ※ 敷地内に公売対象外建物があります。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

令和6年1月撮影

広島国税局公売財産



- ※ 敷地内に公売対象外建物があります。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局166-3

令和5年11月撮影

広島国税局公売財産



※ 敷地内に公売対象外建物があります。
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

令和6年8月撮影

広島国税局公売財産



※ 敷地内に公売対象外建物があります。
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局166-3

令和6年1月撮影

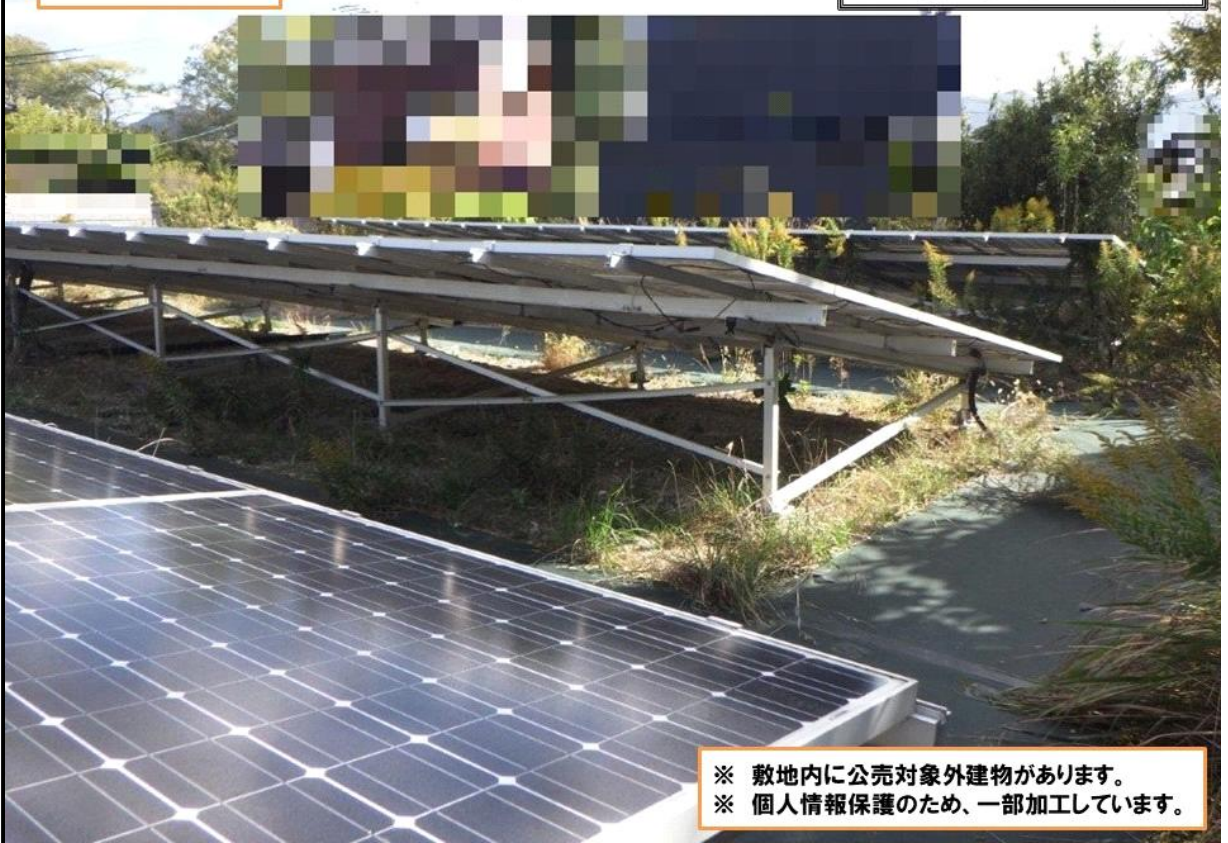
広島国税局公売財産



※ 敷地内に公売対象外建物があります。
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

令和5年11月撮影

広島国税局公売財産




※ 敷地内に公売対象外建物があります。
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局166-3


令和6年8月撮影

広島国税局公売財産

- 
- ※ 敷地内に公売対象外建物があります。
 - ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

令和6年8月撮影

広島国税局公売財産

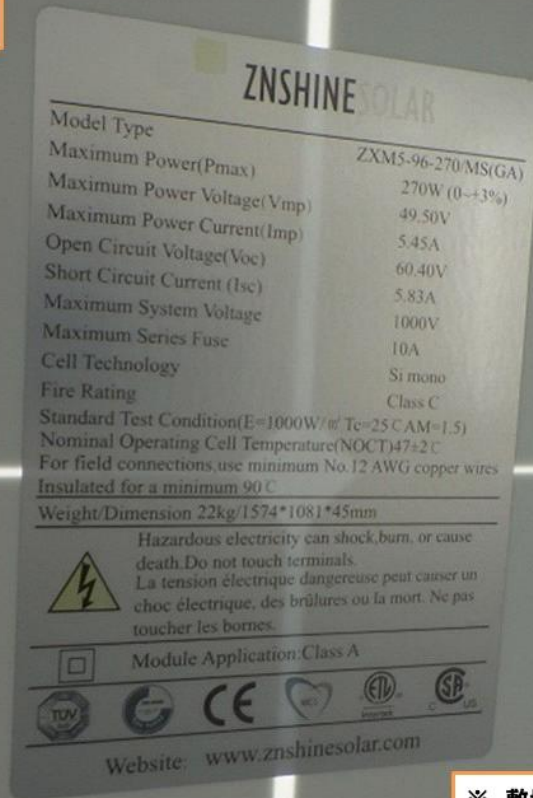
- 
- ※ 敷地内に公売対象外建物があります。
 - ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局166-3

令和6年8月撮影

広島国税局公売財産



- ※ 敷地内に公売対象外建物があります。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

令和6年8月撮影

広島国税局公売財産

公売対象外財産

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 未登記建物は公売財産には含まれません。
- ※ 敷地内に公売対象外建物があります。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。